版權登錄

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第八號

明治二十一年十二月二十五日發兌

大日本監獄協會

（遞信省認可）

庶務補佐員　正員　柳澤勇喜
庶務補佐員　正員　小林益三郎
庶務補佐員　正員　飯島美敬
出版主任　正員　寺井宗平

明治廿一年十一月二日版權登錄
明治廿一年十一月二十八日印刷
明治廿一年十一月二十九日出版

東京本鄉區弓町壹丁目二十壹番地
發行兼編輯者　佐野尙

東京淺草區並木町二十二番地寄留
印刷人　寺井宗平

東京本鄉區弓町壹丁目二十一番地
發行所　大日本監獄協會假事務所

（東京並木活版所印行）

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業奬勵スル事

五　諮問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル譯書ヲ著述又ハ譯述スル事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究講義講談討論談話等トヲ擧行スヘシ

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ揭載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄ニ關スル法令

三　監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義

四　刑法治罪法講義

五　統計ニ關スル事

六　會員ノ通信又ハ寄書

七　本會記事

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員

名譽會員

三　特別會員

四　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

副會長

庶務局長

調查局長

主幹

庶務委員

調查委員

議員

特別調查委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十二條　正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ムヘシ

第十三條　撰舉ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第八號目次

特別廣告　件……一〇

○一　米國神學兼法學博士ワインス氏之肖像……一〇

官報　件……一

○四　論說　獄事改良に付司獄の局に當る者に望む……二

講義　○日本治罪法講義……四

飜譯　○佛國四種押送法……一〇

○佛國四種押送法……一〇

○米國神學兼法學博士ワインス氏の傳……一五

寄書　○囚徒教誨の件に付愚見……二〇

○正員深井鑑一郎君に答す……二一

通信　件……二六

○八　本會記事　件……四〇

○數

●特別廣告

一會計に關する往復文書ハ
東京集治監官舍にて
庶務局長　石澤謹吾氏宛

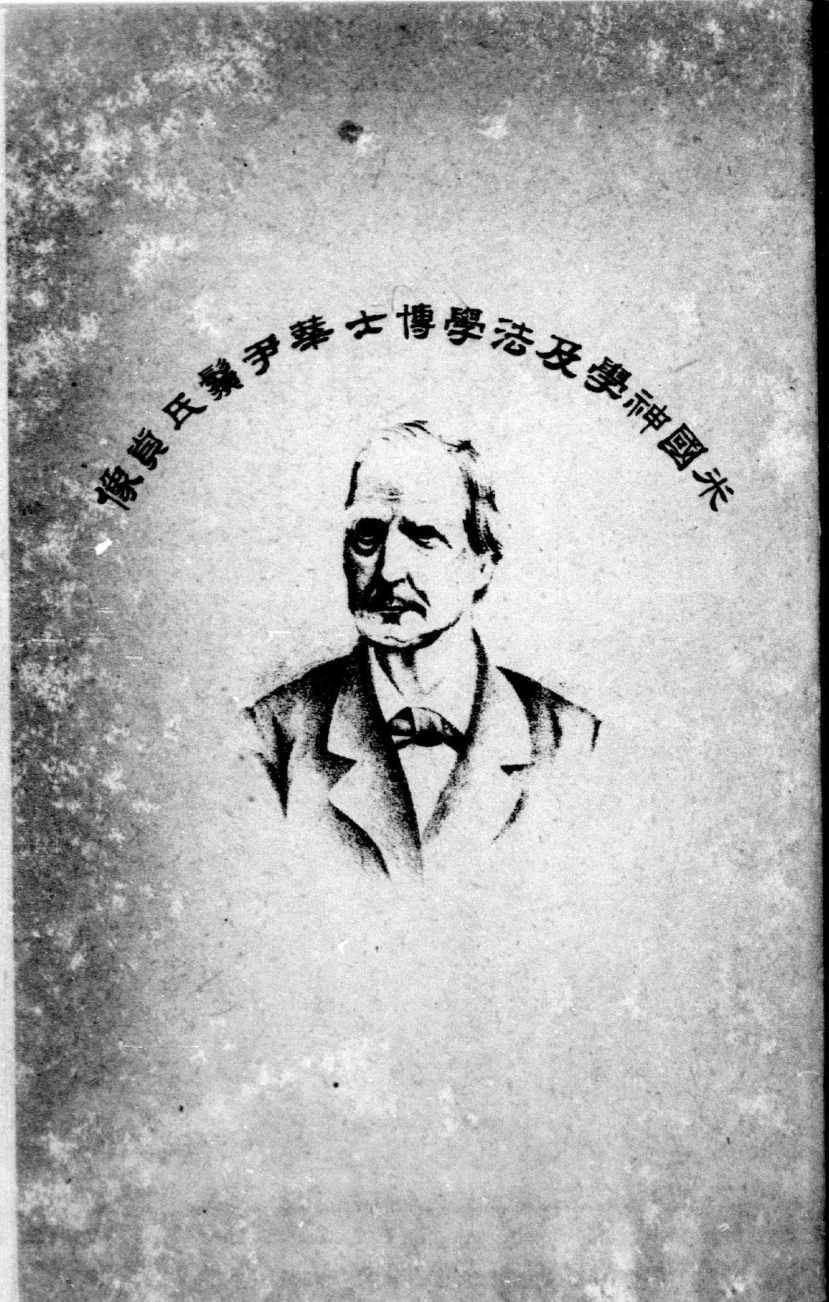
一會計に關せさる往復文書ハ
東京牛込北町三十番地
主幹　宇川盛三郎氏宛

右會員各位に廣告致し候事

明治二十一年十二月廿三日

大日本監獄協會主幹　宇川盛三郎

特別會員
正員　各位侍史


美國神學及法學博士華尹鬱氏真像

大日本監獄協會雜誌第八號

明治二十一年十二月二十五日

官報

自明治二十一年十一月　一日
至明治二十一年十一月三十日

●内務省訓令第二十三號

警視廳府縣
集治監假留監

明治二十年七月内務省第三十九號訓令支拂切符交換高報告書ハ自今差出ニ及ハス

明治二十一年十一月十日　内務大臣伯爵山縣有朋

●辭令

横須賀鎮守府監獄署長兼務被仰付（以上十月三十一日海軍省）　横須賀鎮守府監獄署警査長海軍大尉　門屋道四郎

横須賀鎮守府監獄署長欽員中同署長兼務被仰付（以上十月三十一日海軍省）　横須賀鎮守府監獄署警査長海軍大尉　門屋道四郎

免本職補横須賀鎮守府監獄署長

海軍大尉　河野通攸

補横須賀鎮守府監獄署警査長（以上十一月十五日海軍省）

●神戸監獄傳染病景況　兵庫縣神戸監獄署ニ於テ去月一日以降既決囚徒中一種ノ熱性症ニ罹ル者アレトモ未タ何ノ熱症タルヲ斷言スル能ハス以テ今日ニ至リシカ中ニハ既ニ解熱スル者アリト雖

ヒ當初ヨリ昨今ニ至ルマテノ患者ヲ算フレハ其數漸次ニ增加シ殆ト六十名ニ達スルニ至レリ因テ其輕過症候等ヲ熟考シ全ク腸室扶私症ト診定シタル者十一名又發疹室扶私ノ症候ヲ呈スル者十六名ヲ診定セリ其他ノ患者ニ至リテハ症候輕易ナリト雖モ前二種中ニ屬スヘキ傳染熱タルヤ疑ナシ且ツ未タ一人ノ死亡者アルヲ見スト雖モ日ヲ逐ヒ患者ノ增加スヘキ狀況アルニヨリ嚴ニ隔離消毒ノ方法等ヲ設ケ專ラ豫防及治療ヲ施行セリ（兵庫縣）

●監獄會議　福島縣ニ於テハ各監獄書記及看守長ヲ召集シ去ル六日ヲ以テ第六回定期獄務會ヲ開キ施行上重要ノ事件ヲ議了シ同十一日閉會セリ

論說

本欄にハ諸氏の寄稿又ハ起稿中一部の論說と認めたるものを掲ク但し說の當否ハ固より編者其の責に任せす

○獄事改良ト付司獄の局に當る者ヲ望む

正員　淺井潔千葉

司獄の事ハ重且大なり近來世上の有志者競ふて其道を講し獄務改良を當該者に促すと頻々而して當該者も亦省る處あり奮て獄事改良に孜々たり吾人ハ焉んそ同志者と進て其路を講し實際に稗補する處なからさるへけん哉

抑も獄務のことたる政府ハ適正の法則を設け其針路を定むるを以て吾人ハ其法規に據り其指令に從ひ其事を行ふを以て足れりとするも實行者能く其旨趣目的

を辯識せす一步を實施の間に誤る如きあらハ其害や少なからす其罪や深し故に其旨趣目的を究むるハ勿論苟も獄務上の利害得失に關するものハ研究推磨時勢に後れさるを勉むへきなり

今や大日本監獄協會の設立あり有識者ハ其雜誌上に意見を揭け頗る丁寧に誘掖の勞を取る吾人ハ社會の爲め鳴謝に耐へさるなり而して現に該會の出現前來各府縣監獄々務の改良を見たるや疑なし或ハ歐洲の教誨法に則り其事を改め或ハ服役時限の法を更改し或ハ食物の改良賞與の法を改むる等實に多忙の秋なりと雖然吾人ハ一二有力者の臆斷を採り之を美事なり必す好結果を奏すへしと速定して施行するも或ハ實際に臨んて行ふ能ハす或ハ其幾分ハ實行を止めさるを得すと云ふ如きあらハ最も妙ならすと思ふなり總て改良に伴ふ弊害ハあるものにて到底一利一害ハ免るへからすと雖も可及的之を避け害少にして利の大なるものを取らさるへからす實に獄事改良の如きハ綾嚴共に人身に影響する甚しきを以て須く鄭重愼密ならさるへからす若し輕々改良案を決して之を行ひ又ハ行ハんとして行ふ能ハさる如きあらハ其不體裁なるハ勿論人心改良の点に就き司

論說　獄事改良に付司獄の局に當る者に望む　（四）

獄吏ハ遂に信を失ハんとす其弊や實に大なり故に或る規則にして行ふこと猶早しとするものハ豫め之を發して實行者をして錯雜の憂を避けしむるの利益あるに如かす一事を數度改正し又ハ中止し甚しきハ舊套の尋常單一なるに如かすと道理らしくも舊規を再興するハ大早計に改良按を決するに座するものあり夫れ如此ならハ人心改良の敎官を以て任するも如何して威嚴と信用とを保つことを得ん遂に囚徒にたも輕侮せられさるを得す實行者の迷惑實に名狀すへからさるなり若し今日の獄事改良家に如斯ものあらん乎吾人ハ之を目して改良家と云ハさるなり唯流行の潮勢に從ひ囂々嘖々改良を呼ひ其利害得失其實に適せさるをも究めすして無益の勞を累ね明りに規則の整頓のみを期するハ笑ふへきの極と云ふへきあり是等ハ假面改良家ならん況んや今日の改良ハ昔日の惡習を洗除し着々次を逐て不正を矯め其歩を進むるに在り決して外面の規則を改良して獄事の歩を進め得たり新面目を作れりと誇稱するを得さるへきなり

講義

○日本治罪法講義（第七號の續き）　正員　井本常治　東京

治罪法第八條ハ又一の原則を定めたるものあり然れ共此原則たる條理の自然に然るへき處を明言したる迄にして殊更らに發明の規定と云ふへきものにあらす試に其法文を一讀すれハ

○被告人免訴又ハ無罪の言渡を受けたりと雖民法に從ひ被害者より賠償返還を要むるの妨礙と爲ることなかるへし

とあり其意味ハ別段解釋の筆を執るにも及ハすして明らかなるをとにて刑事上被告事件として訴を受けたるものか該刑事の訴訟に於て無罪放免となるか又或ハ免訴沙汰となりしとするも被害者たるものか損害賠償を求め又ハ所有物件引渡を求むるあとの妨とハ相成らぬとの意なり

夫れ刑事と民事とハ其性質に於て相同しからす民事上の爭ひハ權利を伸張し義務を責むるに根原と刑事上の源因ハ人間の實義を破り社會の秩序を紊亂するに基くものなるを以て刑事被告人たるものハ多くの場合に於て該被告事件を基礎として民事上の責任を負ハさる可らさることあるに關らす其被告人たるの性質

に至てハ彼是の間大に相異る處のものあるを知らさる可らす

今試に實例を揭けて此の關係の異なる處を明らかにせん

或る日甲と云へる者乙の家を訪ひ歸宅の折り乙の所有なる傘を持ち歸れり乙ハ當時之れを知らさりしも後にて甲の所爲たることを明らかにし檢察官に向て告訴したり檢察官ハ其告訴に接したるか故甲を以て竊盜犯者として公訴を提起したり甲か乙の所有物なる傘を持ち去りたる形跡よりすれハ正さしく竊盜の形跡ハ此れあるものなり然るに段々其事實を取調へたるに成程甲ハ乙の傘を持去りたる事實ハ相違なきことなれ共此れハ實に踈忽に出たることにて自身の傘ハ途中に忘れ置きなから乙の家にハ自身の傘を携へ來りたりとのみ思ひ居りたるより何氣なく乙の傘をハ携へ歸りたりとの始末明白したり」

此の場合に於てハ刑事の責ハ甲の身にハ決して此れあらさるものにして甲ハ直ちに無罪放免の言渡を受けさる可らす何となれハ元來刑法にて罪と云へるものを認め此の罪に相當なる刑罰を當て懲め罪人をして監獄の厄介とならしむる所以のものハ世を害し人を傷ひたるの甚しきか故一にハ此れを懲らして斯る患害

を再ひせしめさるの精神に出たりとハ云へ此れをして然らしめたる所以のものハ人の人たる道を破りたる即ち無形上の罪業の主となりたるか故此れを責め此れを罰して以て其良心の發達を得せしめんとの主意より外あらす左るからに表面上の害即ち一の出來事よりして社會に加へ或る特別の人に與へたる迷惑ハ彼此れ相異ならさることにても其出來事を生したる人の心に於て正邪途を異にするときハ刑事上の責任ハ大に相異ならさる可らす即ち右に說き來りたる甲者の如きものなれハ此れを捕へて監獄に苦むるみとの理由ハ毫も此れあらす何となれハ彼れの良心ハ初めより邪の直に向ハさるを以て其直きを矯むへき謂ハれなきを以てなり然るに若し假りに乙者の傘を持ち去りたるものハ丙と云へる屑拾ひの所爲にして自己の利益の一端を得んか爲めに此れをなせしとなさハ丙の心事ハ已に人間の實義を破りたるものにて此心一たひ增長すれハ社會の大害も恐るへく十分に是れを責め之れを罰して其心事を改めしめ後の丙に習ハんとするか如きものをも戒めさる可らさるの必要あるなり即ち其行爲より見れハ甲も丙も同一の所行をなしたるに關ハらす一方ハ刑し一方ハ刑せさる所以にして監獄

ハ人の良心の處敗を醫治し社會の健康を保つの場所たること知るへし此の如く甲丙の二人ハ刑事上に於てハ一方ハ責任を負ひ一方ハ無責任たるに關らす彼の乙者なる傘の持主に對して傘の取戻を訴へらるゝときハ此の二人の間ハ毫も其責任相異なる所あらす何となれハ乙なる人ハ傘に就き所有權を有するものなれハ何人にても如何なる場合にても乙の所有權を尊敬せさるを得さるものにて若し此れを妨くるものあるときハ公力に依頼して回復するを得るものたるを以てなり故に甲ハ刑事上にて無罪放免を言渡されたるを理由として乙より傘を取戻さるゝことに抵抗するを得す該條に所謂民法に從ひ返還を求むるの妨害とならすとハ此義なり」

又該條の賠償と云へることに就ても序てに一言說明し置くへし夫れ何人と雖も自己の過失を以て他人の權利利益を傷害したるときハ此れを補償するの責任ありとハ所謂自然法の原則にして人間の必す服從せさる可らさる命令なり故に假令へハ玆に他人の植木を誤りて伐り倒したるか或ハ他人の器物を破壞したるものありとせんか其伐倒したる人破壞したる人にありてハ必す其所有主に對して

夫れ相當の償をなさゝる可らす即ち所有主たるものハ無謂自己の權利を毀損せらるゝ譯ハ此れあらす法律ハ十分其保護を欠かさるなり故に所有主ハ公力に依頼して其執行を求むるみとも自由なり此の場合に於ても前段の譬喩と同しく若し其行害者の心事不正にして惡念を以て損害を與へたる場合に限りて刑法ハ明文を以て其責任を加ふることにて眞實過失に出てたる場合に於てハ此れを罰することあらす尤も此れにハ例外ありて過失殺傷又ハ失火抔の如きハ惡意あるを要せすして其罪の成立つのみならず惡意なき場合に限り生する一種の罪あれ共個ハ疎虞懈怠と云ふか如き他に一理由ありて其責任を加ゆるに至りたるものにて一般に就て此れを言へハ意志なくして爲したる事ハ其結果の如何に關らす刑事上の責任を生するものにあらす然れ共民事上に於てハ只自己の處爲に淵源すると云ふ一理由を以て十分責任を生し他人の爲めに加へたる損害ハ飽迄報償せさる可らさるものとす此れに惡意ありとして刑事の裁判を請求せられたるものにして惡意なきこと明白し無罪免訴等にて刑事上の責任ハ此れなきものと定まるも民事上に於てハ賠償の責任を免るゝこと能ハさるものなり

治罪法第八條ハ即ち此理論を定めたるものなり余か本條に依り殊に綿蜜に復說を用ひたるものハ我か會員諸君に對し罪人に刑を科する所以のものハ決して彼れか社會に加へたる害惡を責むるの主意にあらすして彼れか心事の邪道に走りたるを責め精神上の病を醫治するの方法たることを明らかにせんか爲めなり

（未完）

譯述

○佛國囚徒押送法

佛國　ボール、ビュッケ氏述

正員　武田英一譯　東京

第一章　徒刑監及ひ中央監獄に入るへき已決囚の押送

凡そ囚徒ハ重罪輕罪の裁判宣告を受くるも各々其本監に移送せらるゝまてハ尙ほ從來の收監場、留置場に留置するものとす但此已決囚ハ未決囚と監房を別異にせさるへからす、千八百四十一年十月三十日章程第八十九條、千八百十七年四月五日、千八百三十三年四月十五日、千八百五十六年三月十日訓令）

中央監獄に監禁したる囚徒にして數多の刑に處せられたる者ハ一年以下の禁錮と雖とも此監獄に於て其刑に服せさるへからす、千八百五十六年三月十八日訓令）往時に在てハ鏈掛（セルクィース・デ・シェーヌ）なる者を置き徒刑囚を徒刑場に押送するの事務を掌らしめたり今其押送の方法を示さんに囚徒の出發前先づ鉄鎖法（ゴルドン）と稱する手續を施行せり其法たる各囚徒の首に鉄環を嵌し別に重く且つ長き一條の大鉄鎖を設けて其左右に三十名の囚徒を分列せしめ各鉄環に附着したる小鉄鎖を以て悉く此大鉄鎖に連繫する者とす此三十名一群の囚徒を一繫と稱し四繫五繫或ハ六繫を合せて一鎖隊（シェーヌ）と爲せり而して其囚徒ハ背々相接して長き二輪車に乘らしめ公衆の目に觸れさる等の注意を爲すことなし其押送に任する者ハ請負人にして一切の責任を負ひ若し其囚徒途中に於て逃走し六ヶ月間に逮捕せられさることあるときハ逃走者一人に付三千法（フラン）を拂ふものと爲せり而して請負人にハ其徒刑囚の三分一をして交番に徒歩せしむるを許し徒歩を承諾せし囚徒にハ一日二十五仙を給與せり是を以て百四十里（一「リュー」ハ約我一里に同し）乃至二百二十里の路程も亦二十二日乃至三十日の久しきを要したり（千八百三十六年十二月九日國王へ奏上したる報告）

千八百三十六年十二月九日勅令を以て鏈鎖掛を廢し徒刑囚の運搬に㆓四面閉合したる馬車を用ひ其進行亦迅速なるに至れり（此改良を爲せしㇵ「シヤルㇾ、リユカー」氏なり

千八百三十七年に㆓分房馬車に於ける徒刑囚の遞傳を一名の請負人に免許せり

千八百三十九年に至り此請負人ㇵ更に中央監獄に監禁すへき囚徒を運搬するの許可を得たり

其後千八百五十四年五月三十日の法律を以て徒刑囚ㇵ總て殖民地に於て其刑を受くることゝなり其囚徒の原籍及ひ緣故に從ひ「ヌーヴェル、カレドニー」或ㇵ「ギヤーヌ」に押送す故に佛國内地の徒刑囚ㇵ「サン、マルテン、ド、レ」及ひ「アヴィニヨン」の留置場に在て其乘船を待つものとす

千八百五十三年一月一日以來ㇵ請負人の契約を廢して直轄法を施し行政費を以て押送の事務を實行することゝ爲れり（千八百五十二年十二月三十日訓令）

分房馬車の直轄法　千八百五十二年十一月二十日省令を以て此事務に關する行政職員を制定せり此職員ㇵ今日尙ほ特別なる一課を爲す

順路及ひ命令書　收監場、留置場及ひ輕罪監に在る囚徒の數ㇵ十五日毎に内務大臣に上申するものとす此の上申書にㇵ特別に出發準備の囚徒何名なるかを記載するものとす出發準備の囚徒とㇵ既に其裁判宣告書を行政官に交付したる者を謂ふ押送掛の職員ㇵ其上申書に記載する所に據り鐵道列車を編組し又馬車の順路を定むるものとす（千八百三十九年七月十五日、千八百四十四年五月二十八日訓令）

行政官ㇵ各囚徒の罪種に從ひ之を押送すへき監獄を選定するの權を有す然れとも通常の場合に於てㇵ囚徒をして成るへく其家族の面接及ひ扶助を得易すからしめ且其住所と甚しく遠隔せしむることなく其放免の時に際し歸國路程の長きか爲めに多額の旅費を要し又危險を生する等の患なからしむ

順路既に定まるときㇵ囚徒を押送すへき監獄の名稱を命令書に記入し之を分房制汽車の會計看守に交付するものとす而して馬車の通過ㇵ便宜其地の知事に通知すへし（千八百五十三年五月二十八日訓令）

分房制の汽車　往時ㇵ一般分房制の馬車を以て囚徒を押送せしが現今に至つて

ハ各十八名の囚徒を容るへき分房制の汽車を以て之れに代用す此汽車ハ尋常の鉄道列車に連接して運轉するものとす

此汽車にハ各會計看守一人尋常の看守一人若しくハ二人を置く會計看守の職務ハ專ら其指揮監督に在り傭め必要なる金額を受領して諸種の費用を支拂ふものとす尋常の看守ハ會計看守の監督を補佐するを任とす

囚徒の引渡　府縣監獄の囚徒にして出發の指名ある者ハ該監獄の看守長に於て晝夜を分たす時刻を論せす遲滯なく之を引渡さゝるへからす其引渡に際し同時に又裁判書類の抜書宣告書及ひ囚徒に屬する衣類の目錄を交付するものとす然れとも囚徒の病中なる者、泥酔する者、皮膚病、傳染病を患ふる者、女囚にして其子を乳養する者及ひ妊娠の狀明白なる者ハ皆引渡すを得さるものとす但し妊娠中の女囚と雖も監獄の醫師に於て運搬するも害なしと診斷するものハ此限にあらす（千八百四十一年十月三十日章程）

押送中の囚徒にハ金錢を携帶せしむへからす囚徒の所持し得へき金額ハ看守長より押送の職員に交付せさるへからす（千八百五十二年三月六日訓令）

保安の方法　囚徒ハ悉く其脚に鉄鎖を施し一條の鉄鎖を以て之を連繫するものとす然れとも初犯にして五年未滿の禁錮に處せられたるものハ行政官の認定に因り鉄鎖を施さゝるを得へし七十歳以上の囚徒も亦同し

女囚ハ其罪の性質如何を問ハす皆鉄鎖を施すみとなし（千八百三十九年三月十二日省令）

押送中ハ時々囚徒の居房を變換し少くも二十四時間に一回其鉄鎖を檢せさるへからす）

（未完）

○米國神學兼法學博士ワインス氏の傳

瑞西人博士　ギユイヨーム氏著述

正員　佐野尚補譯

東京

譯者曰本篇ハ曩きに歐米監獄事情の附錄として七八頁ハかり揭載して僅々同盟會員百七八十名の一覽に供せしか今回汎く會員諸君の參考にもと思惟せしを以て本号以下序を逐ふて同氏の肖像と共に揭載せんとす會員

諸君幸に之を諒せられよ

歐羅巴亞米利加諸國の監獄か相連合して監獄議會を諸國に開會したる事ハ古昔より今日に至る迄其幾回なる事を知らさるなれと此の如く議會を開會しさる者多きに係ハらす其尤も監獄學上に功用を與へ監獄改良の主義を擴張して今日の如く歐米諸國の監獄の進歩するに到らしめ又其由を探究するときハ則ち英國倫頓に在つて開設したる所の議會と其瑞典斯哥爾麻に開會さる議會とを以て尤も其最なる者と稱せさるを得さるなり謂如何となれハ則ち此の二會の以前に在つて開會したる所の議會に於て生得たる事柄と其結果ハ此の千八百七十二年の倫頓議會と千八百七十八年の斯德哥爾麻會との二會議に於て生得したる所の事業と其結果とに比較參考する時ハ遙かに其下に位する事月鑑の差ある事を免るゝ能ハされハなり然れハ當時の世人か一の兩議會ハ實に天地の剖判せしより以來未曾有の盛會なりと云ふて之を賞贊したるも亦た強ち過當の言にハあらさるへしと信するなりされハ何故に此の兩議會ハ此の如く社會人衆の喝采を博し何故に此の議會ハ監獄改良の主義を擴張し亦た何故に此の議會ハ斯の如

く好結果を奏する事を得何故に此の議會ハ後來監獄學上に大裨益を與へ何故に此の議會ハ監獄學上の睡眠を覺まし何故に此の議會ハ後人をし前代未開の盛會なりしと叫ハしむるに至れる者なるかハ皆な世人か膝を進め手を舞ハして聞かんことを欲せらるゝなるへし而して著者自らも亦た心志を盡し筆鋒を奮つて世人の志望に答へんと欲する者なり而してワインス氏の以前に於て此のワインス氏の如き熟心家なくワインス氏の以後に於てワインス氏の如き改良家なき處の亞米利加合衆國のワインス氏ハ實に此の諸他の原因なりと答へさるを得さる也嗚呼此の氏ハ氏の盡力と氏の熱心と氏の勉強と氏の遍游の功勞と氏の思考とを以て監獄改良の爲めに此の兩議會を開會せしものにして實にワインス氏ハ此兩議會を開設したるの指南車たり率先者なりとするワインス氏なけれハ此の兩議會なし此の兩議會なけれハ則ち監獄改良の今日あるを得さる所のものなるか故にワインス氏ハ單に此の兩議會に於て最大なる功用を有する者のみにあらす監獄改良の今日あるを致すも實に氏大に與つて力ありとなす斯の如く夫れ著者か自ら口を極めて之を稱贊するを見ハ人或ハ之を見て以て著者一家の私言となす者

ある可きや知る可らすと雖も然れとも是れ實に一家の私言にあらすして万國人民か皆な認めて以て許す處のものなり且つワインス氏の爲めに此の雨議會に會集たる處の議員諸氏か各自本國より携帶し來りたる所の獄事上の報告を以て眞個に監獄學上に非常の大功を與もるの快樂を覺ゆる事を得たるハ其原因を尋ぬるに是れ皆なワインス氏其人の致す所たるを知るに足らん世人皆なワインス氏を呼んて獄事改良の泰斗なりと評するも亦た決して浮言にハあらさるなり

抑も神學兼法律大博士エノク、シー、ワインス氏ハ千八百〇六年二月十七日の旦を以て北米合衆國のニウーセルセイ府に生れたりワインス氏の先祖ハ英國ガールフォード府に住して世々英國の民たりしか米國人民か英國の虐政を憤りて獨立を企てし時に當りて遂に米國に歸化して米國共和の空氣を呼吸する事となれり是の時に當りて英米の戰亂結んて解けす屢々戰爭に及ひたるを以てワインス氏の祖先も亦た此の戰爭に加り數度の戰場に出陣し彈丸雨注の間を切り抜け堅を擢き銳を折ちき將を倒し旗を奪ひ奮擊突戰して大に勇名を顯ハしたり後ち其功に依て騎兵隊の隊長に撰抜せられ大に其勇名を當時に輝かしたる人なりと云ふ、されハ

氏の祖先を知る人の話に依れハ氏の祖先ハ狀貌甚た偉大にして威風凛々として犯すへからす一見人をして畏怖の念を生せしめ且つ其聲音の至つて高朗にして遠く響き一たひ隊下に号令を下すときに當りてハ能く二「マイル」の距離に迄達する事を得へしと氏の祖先も亦た凡人にハあらすと云ふへきかな

ワインス氏の父ハ米國に土着して農事を生業となせりされと其家至つて貧賤にして所持の田畠なきを以て他人の田地を小作して漸く其日の生活を爲すに過さりしかハ故を以て氏も亦た父の助力を爲して十五歳にいたる迄ハ同しく農事に從事したりと云ふ、故に氏か成業の後に至りても常に耕耘のことを非常に好愛し閑あるときハ田畝に出てゝ耕耘を自らし菜園に漑く事を爲したり之れか爲め氏か体格ハ運動の宜しきを得頗る健全にして未た曾て一日も病の床に臥したる事なく齢七十に至る迄ハ病苦の何物たるを知らさりしと云ふ今にして之を思へハ氏か強毅不拔の精神ハ平時に在つて農業に從事したるか爲め其体格の健全なる其基礎となりて難に遭ふて怖れす克く已れか志想を貫徹せし所以ならんか

（未完）

寄書

○囚徒教誨の件に付愚見

正員　松田敏島根

本會雜誌第五號寄書部に於て正員飯田直之君ハ囚徒の教誨ハ一種特別の方便に出つへしとの題を以て短簡に意見を逸へられたり予直に之に左祖せんと欲して未た能ハさる所あり聊愚見を陳ふる如左

現今監獄教誨ハ如何にも神教あり佛教あり外教あり之を瓢別すれハ實に數十派となるへし故に自ら軋轢あるか如し假令軋轢なしとするも聽聞囚ハ各自の宗教を尊信し他の宗派を忌嫌するハ素より人情無止なり故に信せさる所の教誨を聞くや無智の囚徒ハ其教理を鑒別する能力なく啻に馬耳の風蛙面の水に於ける如きのみならす却て蚌鷸相爭ひ終に仇敵視するの弊を生せん乎果して然れハ感化歸善にす補なくして大害ありと云ふへし一監獄に數派の教誨を施すハ予の取らさる所にして飯田君と感を同ふするものなり然りと雖も之れを一種の方便古今名士の金言美說孝子義僕の美事善行を講する而已に賴らんとするハ未た策の得

たるものに非るなり所謂一種方便ハ予亦經驗する所あり（一囚毎に教誨するを可とす）其囚徒に感動を與ふること少しとせす然り而して猶此一種方便にのみ賴らさるものハ他なし當石見の如き遠きハ北越の如き人民一半眞宗門徒にして歸向も亦厚く佛恩骨髓に浸渉し佛力の高大なるを以て見るへきなり（予ハ眞宗にハあらす）隨て囚徒の改過に關するも甚多しと信せり故に宗派の何たるを問ハす其地に最歸向者の多衆を占むるものを擇し之を用もるハ亦策の上あるものと謂ふへし飯田君少しく反省する所あれ

○正員深井鑑一郎君に再答す

正員　篠川直宮崎

生嘗て正員深井鑑一郎君か囚人教誨の說を掲られしに對し聊か生か管見を陳述せしに深井君ハ本誌第五號に其教論を辱ふせられたり何の幸か之れに如かん而して同君より生の管見不當と指示詰問せらるゝ廉のみ以下に再答し倘ほ諸君の斧鉞を仰かんとす

生曩に囚人ハ宗教皆無と名稱して可なりと云ふに對し深井君ハ一地方の實驗か

きも牧師傳道師も招聘し又ハ就役時間を獄則より長くし生自ら教誨者を兼ね工場の中央にて監獄の常務を執り傍ら常に說教を加へんとの旨嘗て當路者に伺ひたれとも許可されす因て本年七月二日より常說の教誨師一名を置き宗教を離れ道德倫理を主とし交るに忠臣孝子貞女義僕等の事蹟を講せしめ囚徒就業の餘暇ハ監房に工場に日夜教誨を專要とし且信仰の囚徒ハ其乞に因り基督教をも輸入す然れとも尙ほ惡漢の常に獄則を犯し夙夜逃走を希望し毫も教誨を耳にせさる者平均什に一二を免れす目下各府縣の司獄家ハ囚人改良の方法を研究討論せるハ唯惡囚の改良に在て既に悔悟改悛の良囚を云へるに非らすと信す生ハこの教誨を耳にせさる惡囚の改良に至ていハ教誨より分房の効驗多きに在るを確信し曩に教誨と分房とを比較し分房を本とし教誨を末とし所見を陳述せし所以なり固より簡短を主とし緻密に記載せさる生か粗畧より深井君ハ遂に誤解せられ其事實に反し生か斷然教誨を放棄する者の如く辨せられしハ随分心外を感するの一なり

生曩に教誨者具備すと雖とも囚人改良の効驗を見るを得すと述へしを深井君よ

將た我國全土の實驗か宗教を信する地の監獄ハ宗教心ある囚徒多かるへきハ自然の道理なる旨詰問せらる、生何そ全國監獄の囚人悉く實驗するを得ん聞く所に從ふもの半に過く我か全國囚人宗教の信不信を平均計算し信せさる者十囚の八九なれハ概言して之を皆無と名稱して可ならん豈に區々たる生か寄寓の一地方を指稱したるものあらんや在監人名籍にハ立派に何宗旨と記入すれとも敢て其宗教を信するに非らす尤も平素宗教を信せざる者も監倉に在ていハ俄に神佛に誓願し頻に尊信するの景況ハ恰も歐米諸國の如き宗教信者歟と疑を生せしむ然れとも其既決監に轉するや依然と舊の不信者なり又近江、尾張、其他北陸地方の眞宗に於ける雲伯の神道又ハ諺に云ふ安藝門徒に備前法華の類者宗教尊信の地と云ふへし而して囚人ハ斯の地に長するも之を信せさる者意外に多し爰を以て生ハ深井君の如く自然の道理を推して算せさるなり加ふるに同氏ハ假令囚人ハ宗教心なきも司獄官にして奬勵すへきの旨を辨せらる生固より其主義あり囚徒の待遇ハ懲戒に止めす願くハ教誨の度數を增加し懲戒教誨併用に改正あらんことを心裏常に希望す爰を以て曩に道德奬勵に汲々し或ハ基督教ハ未た政府の公認な

り實驗か將た想像かを結問せらる生ハ元來無益と推測するものなれハ今日迄敢て實驗せす眞に想像なり爰に囚人中最多の宗教三四種又ハ五六種の內五種と假定し各監獄に五種の教誨者を備るものとするも恐くハ員數の備る迄に止り囚人の改良に効驗あるや否生ハ信する能ハさるなり說教ハ能辨家及ひ口上云ひにて足れりとせす各宗教に適する相當の道德家に非らされハ假令數百万言を費すと雖とも聽く者をして感動せしむるに足らす囚人より某寺の和尙ハ平素不品行あれとも口にハ甘く言ひ廻すと云ふの類ハ却て官より囚人を狡猾に誘導するなり故に生ハ教誨者にハ先つ囚人の心を感動せしむる者を撰ハされハ効驗を見るを得すと推測斷定するなり同君ハ諸般の宗教家をして監獄教誨を請願せしめ云々と說かる斯く請願せしめて故障なく監獄へ往復するに於てハ監獄ハ教誨師の費用を要せす經濟の至りなれとも或ハ道德あき口上云ひの徒のみにて其人を得たりと云ふ可からさる勿らん乎

生曩に分房獄の今日に必要急務を述へしゆへんハ上文の如く平均什に一二なる惡漢を分房に入るれハ徒に其惡囚の改良のみに止らす餘の八九も惡囚と混せさ

るか爲め改良も速に且易きの便あるを思へハなり現今の法律分房法の設けあしと雖とも生ハ厭迄改良を以て責任となせハ典獄、看守長、教誨師、醫員等の巡回度數及ひ役法又ハ運動等豫め內則を設け又兇惡者の四五犯以上にて入獄するときハ二三ヶ月以內ハ晝て獨居房を試しこと屢々にして其改良の著しきハ生實に感し愈分房の効驗を信せり又生か晝て刑期及犯數より算出し分房期限の長短を分ち當路者に具伸せし分房の數ハ雜居房に對し五分の一なり若し生か希望の如く充分に分房を設くるを得んとするも全國にて四分の一を超過せさらん然れとも上文の如く生か粗畧より深井君ハ誤解せられ生を以て徒らに分房教誨を羨慕し雜居獄の教誨を淺にし或ハ雜居獄を悉く分房獄ならしめんとする者の如く評せられしハ隨分心外を感するの二なり

以上述る如くなれハ生ハ深井君か教諭の厚意ハ幾重にも謝すれとも生か平素の管見と同君の詰問と本源の齟齬多きに居るか爲め生か本誌第四號に陳述せし方今惡囚改良の急務ハ當局者豫め其方針を示し各地監獄に先つ五房十房の分房を設けしめ惡漢の甚き者より五四十四と改良し漸を以て分房增加を希望するの主

意貫徹し得さるを恐る因て一言す深井君及び會員諸君倘ほ敎誨の勞を厭ふことなくんハ幸甚（二十一年十月五日起稿十月六日郵送）

通信

○マリランの新刑法

煙草產出の祖先を以て夙に其の名を世上に博したる北亞米利加の一嶋マリランハ人口七十八万以上を有する大嶋なり去る千八百八十三年のことかや同嶋政府ハ一の新奇なる刑法を發布せられたり即ち本夫にして其の妻を歐打したるものを所罰するの法律之れなり然るに該法發布以來七年の星霜を閱して始めて該刑法犯の罪人一名を發見したり其ハバルチモール、エンド、チワイヨ、ライルロアーと稱する地の官吏にして其の名をフランク、ピエールと呼ハれたる年齡三十歲の男子なり此の男子何ことをか憤りけん其の妻を捕へて酷く歐打したるを以て遂に法律の問ふところとなり裁判官の許に引致せられたり是に於て裁判官ハ白洲に同人を召出し新聞記者其の他の人々の目前に於て先つピエールか着たる衣服を

屢部まて脫せしめ其の手足を十字形に縛し然る後其の肩と背部とを笞杖すること各々十五回に及ひたり然れともピエールハ至つて強情我慢なる性質なれハ毫も屈したる景色なきを以て裁判官も堪くてハ其の甲斐なきを察し竟に獨居分房監禁を命したり然るにピエールの強情我慢なるも分房に幽閉せられたる以來ハ其の寂寥に堪へさるより彼れ狂者に類したる喧しき怒聲を發して曰く此の房ハ野蠻なる黑人種にハ甚た適當なるも開明人たる吾人にハ甚た不適當ありと繰反し繰返し叫ひけれハ怜悧なる一人の看守長ハ急き其の戶側に走せ寄りて云へるやふピエール君よ左のみ叫ふこと勿れ若し此の房にして君の云ふ如く野蠻なる黑人種に最も適當したりとすれハ其の妻を鞭ちたる野蠻人にハ其の妻を鞭たさる黑人種の野蠻なるに於けるよりも甚た善く適當したるにわらすや如何にや如何にと語りしかハピエールも反す言ハもなくて其の說の明白なるに服したるハ全く看守長か其の應對の宜しきを得たるに因ると佛國監獄協會雜誌に見へたり

○飮酒と犯罪との關係

犯罪の源因一にして足るへからすと雖も就中飲酒より甚たしきハあしとハ余か平素思惟するところなるか此の頃ある書を繙きたるに左の事例を發見したり曰く米の合衆國に於て設けたる有名なる禁酒會ハ歐洲諸國に向ひて吾人の厄介物なる罪囚の飲酒より生する比較の報告を求めたりしに左の報道を得たり

普魯西	罪囚百に飲酒其の源因たるもの	七十五
愛爾蘭	仝	悉皆
英虞蘭	仝	六十七
蘇姑土蘭	仝	七十五
魯西亞	仝	七十五
和蘭	仝	七十五乃至八十

豈に恐るへきにあらすや是に於て余ハ犯罪の元素たる飲酒の爲めに消費したる金額の二三の例を擧けんに米國に於てハ一ヶ年間に飲酒の爲めに消費したる金額七、三五七二、〇〇四〇弗の巨額に達し而して他の食料の爲めに消費したる金額ハ僅かに九十二万弗に過きす又英國全土に於て飲酒の爲めに消費したる金額ハ

一ヶ年間一、四九七七、二六一〇（リーブル、ステルリング）の巨額に達したりと云へり

右二項　正員　佐野尙報す　東京

○已決囚徒取扱の件

我管理の監獄に於てハ已決囚徒放免の際三圓以上の領置金原籍戸長へ交付法（二年九月廿一日ヲ以テ始トス）及虱驅除の爲め囚徒用獄衣、臥具等薫蒸湯氣法（廿一年四月ヨリ）を設け實施するに頗る其好果を得るものゝ如し故に之れか方法を記し以て本會の參考に供し併せて獄事熱心識者の敎を請ハんとす本會幸に之を諒せよ

扱て當監獄ハ炭坑業の一事而已なり（病後疲勞者の爲め過る十九年の末より藥工の一業を起し之に服せしめ愈々回復の上炭坑業に服せしむる事とせり）故に他の諸工業に比すれハ或ハ過勞の疑ひなきに非されとも這ハ所謂皮想の見にして實際に於てハ決して然るものにあらす而して工錢を剩殘する者異に其の多きを見る（壹年以上五年以下の繫獄者にして三圓以上二十圓以下の領置金を得さる者ハ敢てなしと云ふも過稱にあらさるなり）然るに土地の弊風にて領置金を有する者放免の期日に至れハ惡漢無賴の徒陽にハ迎ひ抔と稱し陰にハ不良の道に誘導し途中に於て散財せしめ爲めに本人に於てハ

歸鄉の旅費すら徒消し雜沓の者あるのみならす甚しきに至りてハ監視規則違犯者となるありて實に其弊や言に忍ひさる者あるなり於是乎三圓以上の領置金あるときハ本人の承諾により原籍戶長へ交付し該戶長に於てハ本人歸鄉の上就產の資金或ハ助金とし以後方向を誤らさる樣懇篤說諭を加へ下渡方を依賴することゝせしに各戶長に於ても大に其旨趣を翼贊し彼れの爲め盡力する事誠に心切周到之故に彼れに於てハ世人の嫌忌を避け却て改化遷善を世人に感せしむるのみならす監視犯則等の虞も幾んと之れなきか如し如何となれハ該法實施以來放免者八拾壹名の內又た犯罪にて入監せしもの唯壹人あるのみ然れ共之れか向來の利害得失及理論上の是非善惡如何に至てハ豫め知るへきに非されとも當時の經驗に於てハ敢て不可なきなり（以上の取扱方本年二月を以て始とし本縣內各監獄に實施す）又虱驅除の方法ハ桶のすの法深さ三尺壹寸口經三尺にして午前第七時に火込し同く八時三十分間（目下の時間なり放に時候の寒暖に依て伸縮あるものとす）にして一次の薰蒸とす此の時間に費す處の石炭凡そ拾五斤にして（一次薰蒸冬布團九枚、夏布團二拾五枚、綿入監內服三十五枚、袷六十枚、單衣百二十枚、褌袢百六十枚位宛にて目下薰蒸せり）虱虫卵ハ悉く爛死し且つ臭汗に迨まて除去するのみならす地質に聊か障害なし然るに（蓆蒸終て其衣

衾を他に移すに）湯氣の爲少しく潤濕を帶るも日光に一時間（冬蒲團及綿入を云ふ）或ハ三十分以內（夏蒲團袷單を云ふ）日光に曝すときハ毫も其濕氣を維持する事なし然れとも是を以て完全無欠の良法と云ふにあらされハ本會及世の獄事熱心家に於て之れに倍する簡便且つ利益を得る方法あらハ幸に教を垂れよ

右　正員　河原正治報す　編輯

○夜盲症報告

青森縣青森監獄に拘禁せる已決囚中本年八月初旬より夜盲症に罹りし者二十九名の多きに至れり然るに夜盲症ハ固と流行性傳染症のものにあらさることを聞くも今此の如く僅かなる時日間に夥多の該患者を發生せしに付其原因を究むる爲め特に醫師を撰定して診斷せしむるに其原因たる本年夏季以來降雨頻りにて燥濕冷熱急變の內に勞役働作し重濁なる空氣に壓迫せられ皮膚の分泌排泄適度ならす漸次秋冷の候に向ひ尙ほ冷濕の空氣壓重を受け知らす識らす感胃樣の病的外感を受け猶ほ各自の內身も健康あらす之に內應すへきの素質を有するより

內外相感應して一種の病機を潜伏せしめ現今に至り發動して慮性腦充血症即ち頭重頭痛、耳鳴、眼球突出、夜盲及身體振搖等腦及ひ神經に關係せる諸症を萠發し加之多少體溫昇進す此等の徵候に因り考ふるに此の患狀にして經久瀰日活癒せされハ隨て身體疲勞を呈し其極点に至りてハ囚獄熱狀の一種蔓延性の熱病を釀し出すの前驅症ならん乎との診斷に因り一層治療に注意したりしに一週間を出てすして治療の効を見るもの三名あり然れとも將來治療の適否及ひ經過の長短により何等の點に至り停止すへきや殆んと豫定し難し

右　正員　石川慶吾報す　森青

○囚徒の隱語

各地監獄囚徒ハ一般隱語を用ひて私話すと云ふことハ往々之を耳にする處なり平素隱語を知得せハ戒護上幾分の心得となるへきものと思料せし處頃日濱田監獄囚徒の隱語一班を知るを得たり各監獄素より同一にハ非さるへけれとも本會の雜誌に揭載を乞ひ彼我交換せハ或ハ益する處あらん乎

一獄を（し）　一逃るを（げ）　一急き逃ることを（げりをほ）
一見張するを（つけんびを）　一露顯するを（さけ）
一他より告けらるゝを（犬をさるゝ）　一白狀したることを（ぐちを）又（ぐちなさかす）
一盜人を（かみ）　一素人を（すれ）又（たうぎ）　一新に入監したる者を（しんがまり）
一妻を（たし）　一子を（だね）　一女を（びり）　一總ての刀類を（ぢら）
一殺すことを（ずら）　一死することを（ぢれる）　一醫者を（ぶり）　一藥も（ぶり）
一錄を（じげ）　一金錢を總稱して（たしん）　一金銀貨を（んほた）
一銅貨を（あかれ）　一衣服類を（らび）　一好き仕度せしと云ふを（がたてまいかくい）
一物品抔隱し置くを（ごめぬき）　一米を（りしや）　一麥を（むいぬ）　一酒を（ざせいき）又
一醬油を（むらさき）　一味噌（びそう）　一羹ることを（てら）
一燒くことも（てら）　一喰ふことを（ほや）　一求むるを（かまねる）
一役人なそ目の鋭きことを（大じけ）　一役人なそを目にすきあることを（大なぎ）
一馬鹿と云ふを（たろ）　一欺を（こま）　一取るを（ぎる）　一强盜を（なごみりせんけ）
一諸方を徘徊して詐僞竊盜なそする輩を總稱して（せんけ）

一髪を（ぴす）　一櫛を（さんゆう）　一雨の降るを（むれい）　一男の陰部を（よし）
一女の陰部を（ち）　一姦するを（ふくち）　一隠語を解せさることを（ぐれ）
一解せぬことを（んぐれ）　一供謀を（ぐれ）　一善いことを（いく）
一餅を（だてん）　一魚を（衛久兵）　一烟草を（も）　一火を（ぎきん）
一看守押丁等のことを（にんやく或いは白なごと云ふ）
一獄中にて不詳の語として云ふとを忌む言葉　一猿（やぃん）　一鼬（やすい）

右　正員　石橋吾老報す　根嶋

○假出獄

新潟縣越后國古志郡大野村平民星市太郎（四十一年二月）ハ明治十三年八月十八日放火未遂罪に依り新潟裁判所長岡支廳に於て懲役十年に處せられ受刑入監以來能く獄則を謹守し悔悟の狀顯著なるを以て其筋の認可を得て本月二十三日假出獄を許せり

右　議員　福島武司報す　新潟

○徒刑場條目

其方共今般不屆の所業有之に付其罪の輕重に從ひ今日夫々御仕置被仰付候上ハ名々の生所に御歸し相成候御趣意に候處可便方も無之差向無宿に陷り不申候ハてハ今日の後方も難出來候に付徒刑圍内へ入置御救助被成下候就てハ右養中夫々職業爲致可申候間實体相働從て元出金等出來候上ハ其町其村へ差戻人別入爲致可遣候間職業を出精可致候萬一御趣意を忘却致し惡事等有之働方等閑に致候ものハ嚴重咎可申付候事

條目

一徒刑場逃去候者　於其場斬罪
一於同所盜致し候者　金錢物品の多少によらす　斬罪
一於同所附火致し候者　梟首
一於同所可逃去と申合せ候者又ハ何事によらす徒黨ヶ間敷義を企候者　重立候者　斬罪

同意致し候もの　流罪

一於同所博奕致候者　笞罪

一於同所喧嘩口論致候者　笞罪

但　人に疵爲負に於てハ　斬罪

人を殺すに於てハ　梟首

一於同所不義致候者　笞罪（男ハ於庭）

一職業不精又ハ申付を不用者　笞罪

一火の元麁々に致候者　笞罪

役付たりとも錢人を苦しめ又ハ新入持參の金銀及働品等を貪り候者　笞罪

虚病を構へ候もの又ハ醫師の命を不用者但病人ハ快復の上　笞罪

一何事によらず惡業致候もの有之趣申出候者へハ同類たりとも其罪をゆるし急度御褒美被下候事

右之條々兼て申渡候間其旨を存し堅く相守へき者也

規則

一徒刑場入之ものへ鑑札壹枚つゝ相渡名前歳付徒刑入の年號月日認め候事

一徒刑人衣服の義ハ柿色に襟の左右に徒刑と相認め候事

一徒刑場入のもの男ハ眉毛剃落し惣髪に束ね髭を爲剃候事

但髪結眉毛剃ハ十日目毎に徒刑人の内にて心得候者へ申付相應の賃錢遣可申事

一女徒刑人ハ頭髪口巾壹寸五分剃上け眉毛ハ立させ白齒の事

一刑濟の上歸住の節ハ評議の上相應の手當被下候事

一乳呑子有之分ハ其節に評議の事

一徒刑人病死致候得ハ身寄のもの願出候得ハ死體下け遣候事

一徒刑年限中ハ石碑等取建候義不相成刑濟の上建候義不苦候事

一賄方の義ハ元人足於寄場仕來候通候事

一徒罪人願により蝦夷地へ被遣候事

一男子業ハ油絞り炭團米麥藁細工
一女徒刑人若し仕事洗濯針仕事其他兼て手疊の業於有之ハ望にまかせ可申事
一近火にて同所構内に火移り候ハヽ戸前口明け人足一同引纏め風筋宜敷地所へ爲立退役々嚴重取締可罷在候事
　但出水津浪有之節ハ臨機の取計可致事
一朝六ッ半時職場へ相揃名々請持の勤可致事
一晝九ッ時判木を打ち候得ハ何れも晝飯可致事
一夕七ッ時同樣木を打候へハ名々仕事場取片付掃除致し牢内へ引取可申事
一小休ハ朝四ッ時夕ハ八ッ時相休可申事
一元日二日三日七月十五日十六日大晦日
　御誕辰日休日の事
　但元日雜煮餅其餘休日にハ鹽干魚被下候事
右之通御規則被仰出候事
（右ハ何時頃定めたるものなるや分明ならされとも取締上使役上等其の注意の蜜なるを見るに足るものゝ如れハ協會に報して會員諸君の參考に供することゝなしぬ

右　正員　久野三吾報す　東京

○看守押丁を訓練して囚徒所遇の改良を計る

懲戒感化の本的に中射せんとせハ須らく看守押丁を撰抜せさるへからさるハ敢て喋々を要せす然るに之を撰抜せんとするも監獄の學を修めたるもの甚た稀にして殆んと皆無と云ふも誣言にあらさるへし故に只採用試驗を嚴重にするも其問題に適當の答をなすの志願者なく偶々以て看守押丁の欠乏を告くるに至るへし依りてハ一應試驗の上採用したる看守ハ三十日間同押丁ハ二十日間監獄に關する法律規則ハ勿論戒具の施し方等を教諭し而して實務に服せしめハ例へ的中せさるも幾分ハ其効を見るあらんか依て本縣に於てハ專ら看守押丁の訓練に力を用ゆる方法を設けり其規則等ハ追て報知すへし

右　議員　中村中報す　宮城

本會記事

●調査局長の手簡

拜啓陳れハ去月下旬より本月初旬へ掛け三重縣下を漫遊致したり其の紀行中獄事に關係の部分を抄錄し左に御報道申上候早々敬具

明治廿一年十二月十日　　宇川盛三郎

雜誌編纂委員諸君御中

●北勢紀行

十一月二十三日　三重縣下北勢地方有志者の聘に應し本日午後四時横濱出港の名古屋丸にて出發

十一月廿四日　午後二時四日市に着し直ちに桑名に赴く

十一月廿六日　午前十時桑名郡長山本如水君と共に桑名監獄派出所に赴き看守長村田平陸君に面會し其の監獄を一覽したるに諸事整頓したることを見受たり同君大ひに余の來訪を喜ハれ翌日答禮として旅宿船津屋に參られ土地の有志者と共に獄事を談したり有志者に取つてハ特に珍らしかりしか如し

十一月廿八日　午前十時三十分桑名を發し正午十二時四日市に着し松茂樓に投宿す同地監獄典獄代理看守長佐々木平三郎君來訪し監獄に於て一場の獄事演說を爲さんことを請求せらる

十一月三十日　午後十一時に有志者の集會を終り朝明郡長酒井禮一君及ひ四日市警察署長警部川田茂通君と共に監獄に趣き午後十一時三十分より翌十二月一日午前一時まて監獄の精理を講演す來聽者ハ同監獄の司獄官諸君一同なりし

十二月一日　此の日午後六時より四日市地方の有志者諸君、余の爲めに懇親會を開設せらる看守長佐々木平三郎君も余の來遊を喜ひ懇親會に列席せらる郡長、警察官の諸君も亦參會せられたり

十二月二日　午前九時四日市を發し午後零時三十分、津に着し開明樓に投宿す

十二月三日　午前八時本會議員三重縣典獄小林三郎君來訪始めて相接見するを喜ひ同地公園内の倶樂部に於て晝食を共にせんとを約せり同君歸館の後同地の有志者豪商後藤仁兵衛、川喜田四郎兵衛の兩君も余と午餐を共にせんとを望まる依て小林典獄と打合せの爲め川喜田四郎兵衛君ハ監獄に赴かれたり同君の言ハれたるにハ膳の緒を切つて以來初めて監獄の門をクヾりたりと是又一奇と云ふへし

正午十二時公園内の倶樂部に於て晝食す列席者ハ本會議員小林三郎君、本會正員三重縣書記西尾壽繁君、本會正員三重縣書記兼看守長松岡尙隆君、豪商後藤仁兵衛君、豪商川喜田四郎兵衛君、伊勢新聞社員東京專門學校英學部得業生川合恒之助君、桑名の長老渡邊俊秀君にして亭主役ハ小林三郎君之れに當られたり福澤先生ならば之れを獄民調和と云ハるへき乎

午後六時津監獄に赴き小林典獄、書記三田村傳君、看守副長山内彌十郎君等に面會したる上にて凡そ五十分間監獄の精理を講演す來聽者ハ津監獄の司獄官諸君なりし

十二月四日　午前八時小林三郎君告別として來訪せらる午前九時津を發し午後四時四日市出港の東海丸にて本月五日午前十一時横濱に着し直ちに歸京す

此の行たるや他に主用ありて途次監獄を訪問したるに止りたれとも三重縣の司獄官諸君ハ余の來遊を大ひに喜ばれ懇切なる待遇を余に與へられたり此れハ余一個人に對するの好意よりハ寧ろ本會に對するの好意なりと認めさるを得ず然れハ余一個の資格と本會役員の資格との兩点よりして深く敬謝せさるを得さるなり

此の行ハ成る可くハ愛知縣、滋賀縣、京都府、大坂府、兵庫縣にも經遊せんとの心算なりしに之れを果す能ハさりしハ大ひに遺憾とするところなり他日と以て右諸縣の司獄官諸君に面接せんことを期す

以　上

●役員　調査委員深井鑑一郎氏ハ今回福島縣尋常師範學校教諭に任せられしを以て本職を辭せられ又庶務補佐員柳澤勇喜氏も都合により同樣辭職せられたり依て其補欠として正員木内憲治氏ハ調査補佐員、正員上條盛政氏ハ庶務補佐員となられ爾後會務を擔任せらる

●會告　本号ハ去月中發行すへきのところ今十二月に遲延したり會員諸君幸に之を諒せられたし

●入會　去る十一月三十日の調査に據れハ入會者の數三千〇九十一名に達したり

●會費督促　會費未納の向き多々有之會計整理上差支候につき至急東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて御送附相成たし

●寄贈

一敎鑑表　一葉　正員　古溪玄仲君

一靜岡縣出獄人保護會社規則　一冊　議員　河村矯一郎君
一保護矯正院規則幷細則　二冊　議員　中村中君
一既決未決入監罪質比較表　一冊　同　同
一徒場諸規則大署　一冊　議員　小泉保直君
一明治二十年長野縣監獄統計表　一冊　議員　櫻井高尚君
一明治二十一年群馬縣監獄統計日報　一部　議員　福原三篠君
一群馬縣前橋監獄全圖　一葉　同　同
一福島縣出獄者保護場規則　一冊　議員　東忞君
一兵庫縣出獄者保護場規則　一冊　議員　下見重愼君
一二十年度德島縣監獄統計　一冊　議員　千石學君
一日本人　自四號至十七號　政敎社
一スタチスチック雜誌　自二十六號至三十二號　スタチスチック社
一敎學論集　自五十三號至六十號　無外書房
一事務所用ランプ　一臺　正員　寺井宗平君
一役員勤怠簿　一冊　同　同

（未完）

●入會

●正員

●宮崎縣

三友長嗣
岩本晴光

●大分縣

伊藤合嶺
矢部太一郎

●三重縣

藤本鈥八郎
柴山伊十郎
相澤錄藏
石澤勘吉
伴新藏
港鉉太郎
柴田德三郎
久保川信次郎
橫山治郎
居崎義藏
森喜代松
紀平元次郎

●和歌山縣

高津愼
鹽路常之亟
山內增次郎
杉浦一雄
松澤豐和

●群馬縣

會我部道夫

●北海道廳

北五三郎
上村伊三太

●神奈川縣

林吉太郎

●新潟縣

稻岡嘉七郎

●東京府

八田省三
木內憲治

●茨城縣

飯村彝
下妻監獄

長塚源治郎

●靜岡縣

根岸頁太郎

●兵庫縣

尾越悌輔
前谷惟智
古市米藏

●奈良縣

平尾新十郎

●宮崎縣

上遠野鴨治
清野貞吉
太田守人

●大阪府

新保利貞
隅山利吉郎
井上多一郎
飛田時光
本庄景孝
莊司庸
大山敏一

●福島縣

安齋市郎右衛門

●高知縣

都築茂理馬

●德島縣

新開貢

（未完）

●會告　會費ハ自今左の名宛を以て御送附相成度此の段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名
東京集治監官舍　石澤謹吾

郵便爲替振込み先き
東京千住南組　千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長　正員　石澤謹吾
調査局長　正員　宇川盛三郎
事務（主幹）　正員　宇川盛三郎
會計（主幹）　正員　關長膺
庶務委員　正員　佐野尙
調査委員　正員　武田英一
庶務補佐員　正員　上條盛政

庶務補佐員　正員　小林益三郎
庶務補佐員　正員　飯島美敬
調査補佐員　正員　木内憲治
出版主任　正員　寺井宗平

明治廿一年十一月二日版權登錄
明治廿一年十二月二十四日印刷
明治廿一年十二月二十五日出版

東京本鄉區弓町壹丁目二十壹番地
發行兼編輯者　佐野尚

東京淺草區並木町二十二番地寄留
印刷人　寺井宗平

東京本鄉區弓町壹丁目二十一番地
發行所　大日本監獄協會假事務所

（遞信省認可）

東京並木活版所印行